

令和2（2020）年3月19日

会員各位

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

新型コロナウイルス感染症の対応に関する要望書提出のご報告

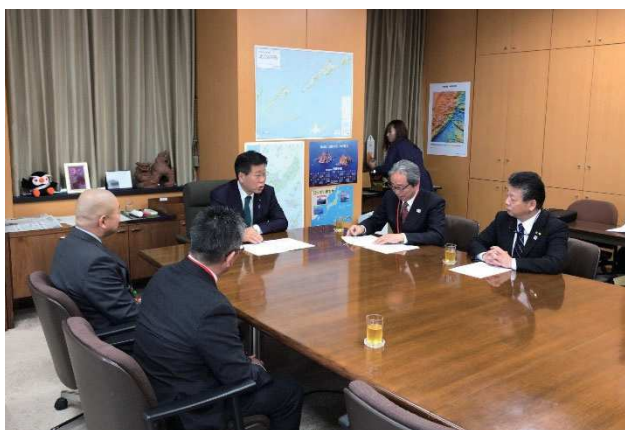
時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動に多大なるご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

去る、3月17日に衛藤晟一内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）に今回の新型コロナウイルス感染症の対応について、認定こども園の現状と取り組み、緊急にご対応いただきたい内容を盛り込んだ緊急要望書を提出し、協議を行ってまいりました。

衛藤大臣より、この大変な状況の中、懸命に子どもとそれを支える保護者のためにご尽力いただいていることに敬意を表し、感謝申し上げるとのお言葉をいただき、認定こども園は社会に欠かせないインフラのひとつと認識しており、これからも各省庁、自治体と連携して必要な策を講じていくと述べられました。

<出席者>

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会	代表理事	角田 享
一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会	会 長	木村 義恭
認定こども園・子ども子育て政治連盟	会 長	越智 瑞啓
認定こども園・子ども子育て政治連盟	幹 事 長	古渡 一秀



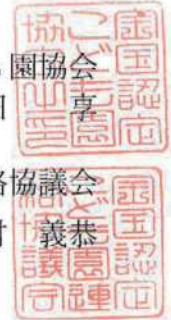
令和2年3月17日

内閣府特命担当大臣

衛藤 晟一 殿

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
代表理事 角田 享

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭



緊急要望書

平素より全ての子どもの最善の利益を保障する幼児教育・保育へのご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今、幼児教育・保育現場では、新型コロナウイルス感染拡大における対応とその恐怖に怯えながらも、目の前にいる子どもたちへの日々の保育と入所対応に埋没するほど疲弊しております。

政府による小中学校高等学校・特別支援学校の臨時休校の要請を受け、厚労省事務連絡令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」の中で「感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい」と保育の継続を発出しました。

また3月11日にはWHOのパンデミック宣言があり、今後の感染拡大防止対策の長期化について見通したときに、持続可能な園運営をしていくためには、マスクや衛生品、アルコール消毒、保育教諭の確保や給与補償に加えて特別支援を考慮しなければ、警察、病院、地方自治体同様の社会インフラである保育機能を発揮させることはできません。今以上の国や自治体からの支援が必要です。

ここに全国各地の教育・保育現場の声をお届けし緊急要望致します。

1) 認定こども園の登園自粛要請依頼について

全国の小中高等学校・特別支援学校に対し感染のリスクを予防する観点から臨時休校の要請がされるなか、認定こども園では、就労により保育が必要な保護者のみならず、子どもたちの安全安心の拠り所である配慮で開園している。加えて、子どもがいる教職員の中には、臨時休校により勤務が困難となる者もあり、保護者の就労時間に応じた保育を実施するために適切な職員数を限られた人数で配置しなければならず、現場の負担は大きい。

施設からも保護者に対し、自由登園や登園の自粛要請など行っているが、国や自治体からも同様に自由登園や登園の自粛要請の呼びかけを行っていただきたい。

また、感染防止の観点からも保育が必要な最低限の時間帯での保育利用とし、開所時間の短縮が出来る様に周知願いたい。

2) 衛生用品の優先供給・物資提供依頼について

教育・保育現場ではマスクや手指用消毒アルコール、更にはトイレットペーパー、キッチンペーパー、ティッシュペーパーなど教育・保育実施に必要な衛生用品不足が深刻である。用品の入荷も見込めない中、備蓄が残り僅かであったり、すでに備蓄が尽きているなど緊急を要する施設も出ている。現在は、同種施設への提供依頼、利用者家庭への提供依頼など、各施設で対応を行い何とか運営しているが臨時休園など感染対策が長期化することとなれば対応しきれない。

全国ではアルコール消毒液の備蓄の他自主的に次亜塩素酸水精製機を設置している施設もあるが、その数は極めて少なく各施設独自での対応にも限界がある。

消毒液やマスクを教育・保育施設等へ提供開始した自治体も出てきているが、未だ十分とはいえず、子どもに安心・安全な環境で教育・保育を提供するためにも幼児教育・保育施設にも優先的に供給・提供されるよう対応願いたい。

3) 園児の安全を考えた国基準の整備・自治体対応要請について

今回急遽開始された長期休園により教育・保育施設のみならず、家庭にも大きな不安や混乱を招いている。施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の休園期間や消毒の基準におけるナショナルミニマムを国で発出していただきたい。

また、休園中の園児の健康状態の確認や、ネグレクト等の虐待防止の観点から、子どもを中心に据え、数日に一度は必ず連絡を取り子どもたちの状態を確認することを要請するなど、自治体から我々事業者に「子どもたちの安全安心を守るために幼児教育・保育施設等がやるべきこと」の発信や保健師や民生委員による定期巡回などの実施を国からも自治体へ要請願いたい。

社会の不安定要素が増すと悪意や危険の矛先が弱者へ向かいやすい。全ての子どもの最善の利益を保障するためにも全ての社会資源が子どもたちの安全に向けられるよう配慮されたい。

4) 臨時休園に伴う給食費など諸経費返還指針の明示について

ご利用を控えていただいた家庭に対する、通常開園時に徴収していた給食費などに

ついて、食材等が契約上キャンセルできなかった場合や、園の減収が見込まれる場合の財政措置のあり方などFAQで提示されている事項もあるが整理が必要であり、早急に対応いただきたい。

また、現在の在り方を踏まえ、4月以降休園となった場合の施設型給付費の考え方についても不透明であり、健全な園運営のためにも早急に指針を明示いただきたい。

5) 緊急対策支援金などの創設・支援金交付措置依頼について

施設毎に安全対策や感染症防止のためには機器や衛生用品購入のために最大50万円程度の「保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱(案)」が3月10日に発出されたところであるが、都道府県が各省庁に提出する期限が3月13日と期間も短く、自治体も各施設に対し周知ができていない事案もあり、十分な支援となっていないと考える。

また、今回の小中学校の臨時休校要請により保育従事者が不足した際、臨時的に従事者を補填している事案などに対する、追加的な支援措置を講じていただきたい。

以上